

平成27年度

那覇市営住宅入居者募集

平成27年度の市営住宅入居者募集を下記の日程で行います。
入居を希望される方は「入居者募集のしおり」をよく読んでお申し込みください。

受付日時	受付場所
平成28年1月20日(水)～22日(金) 10時～16時(開門9時45分)	那覇市民会館 中ホール(2階)

※駐車台数には制限があるため、公共交通機関をご利用ください。

平成27年度 募集市営住宅														
安謝	安謝第一	石嶺	石嶺第二	久場川	汀良	末吉	識名	繁多川	真地	壺川	壺川東改良	小禄	宇栄原	銘苅
													新都城銘苅	辻

※どの市営住宅も、提供できる空家が発生した場合のみ待機順位でご案内します。
※待機順位は**平成28年3月2日(水)公開抽選**を行ないます。

【入居資格および基準】

- 市内に住所を有し、または勤務している方
 - 世帯の月収額が、法令で定められた基準内であること
- ※くわしくは「入居者募集のしおり」をご覧ください。



【入居者募集のしおり・申込書の配布場所および配布期間】

- 12月21日(月)～平成28年1月22日(金)
 - 市営住宅課(本庁舎8階)、総合案内(本庁舎1階)、真和志支所、首里支所、小禄支所、なは市民協働プラザ(銘苅証明書発行センター)那覇市役所ホームページからもダウンロードできます。
- ※閉庁時間帯、土日祝日及び年末年始の閉庁期間は、本庁舎1階南側の守衛室(窓口)にて配布しております。
※郵送による受付は行っておりません。申込書に必要事項を記入し、上記受付日にご持参ください。

お問い合わせ

市営住宅課指定管理者 (株)琉信ハウジング ☎951-3242
月～金 8時30分～17時30分／土 8時30分～12時30分

市民意見募集!

「那覇市版人口ビジョン及び総合戦略」素案を策定

みんなの笑顔が輝く「なは」であり続けるために

国は、今後加速度的に進むと予想される人口減少の克服と活力ある社会の維持を目的として「まち・ひと・しごと創生法」を制定し長期ビジョンおよび総合戦略を策定しました。
本市においても、これまでの分析とこれからの推計をまとめた『那覇市版人口ビジョン(素案)』、そして当面5年間で行うべき施策をまとめた『那覇市版総合戦略(素案)』を策定しました。
この素案に、みなさまのご意見を反映させるため「市民意見募集」を実施します。みんなの笑顔が輝く那覇市であり続けるために、幅広いご意見をぜひお寄せください!

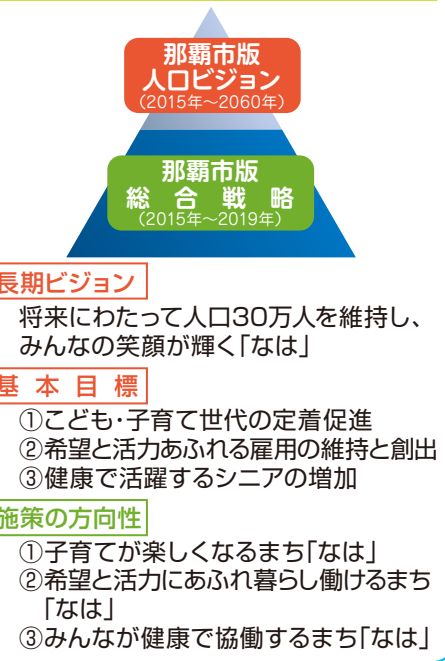
■素案閲覧およびご意見記入用紙配布場所
企画調整課(市役所6階)／
市政情報センター(市役所1階)／各支所
※ホームページにも掲載しています!
(「那覇市 総合戦略」で検索)

■提出期間
12月上旬～1月上旬

■提出方法
①窓口・郵送 〒900-8585
那覇市泉崎1-1-1 企画調整課
(本庁舎6階)
②FAX 098-862-4263
③電子メール
M-GYOUSEI001@neo.city.naha.okinawa.jp

お問い合わせ
企画調整課(総合戦略担当)
☎862-9937

人口ビジョンおよび総合戦略のイメージ



那覇市の財政状況について

平成26年度決算に基づく「健全化判断比率」等

健全化判断比率・資金不足比率とは?

「健全化判断比率」とは、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく下表①～④の指標のことで、自治体財政の健全度を判断するものです。
健全化判断比率のいずれかが「早期健全化基準」を超えると「財政健全化団体」、さらに進んで「財政再生基準」を超えると「財政再生団体」となり、財政の健全化や再生のためのさまざまな取り組みが必要となります。また、下表⑤の「資金不足比率」とは、水道および下水道事業の経営状況を判断する指標です。

那覇市の財政状況は?

実質赤字比率、連結実質赤字比率および資金不足比率については、黒字となることから、「- %」で表示しています。実質公債費比率および将来負担比率については、市民税(個人・法人)、固定資産税、地方消費税交付金(引き上げ分)などの増加による標準財政規模の増加により、昨年度よりも改善しています。
いずれの比率も基準を下回りましたが、さらに今後とも財政の健全化を進め、各比率の改善に向けて取り組んでまいります。
※くわしい説明は、本市のホームページで掲載しています。

指 標	平成25年度	平成26年度	早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率	- %	- %	11.25%	20.00%
②連結実質赤字比率	- %	- %	16.25%	30.00%
③実質公債費比率	13.9%	13.8%	25.0%	35.0%
④将来負担比率	109.9%	100.1%	350.0%	
⑤資金不足比率	- %	- %	経営健全化基準20.0%	

財政状況について、くわしくは担当課までお問い合わせください。

お問い合わせ
表中①～④について・財政課 ☎862-9938
表中⑤について………上下水道局 企画経営課 ☎941-7803

まちづくりは、積極的に関わっている方へ、これまでの活動に敬意を表し、市長から委嘱を行っている那覇市協働大使。
そして、590名の協働大使で構成される「那覇市協働によるまちづくり推進協議会」は、まちづくりを育成・支援する団体となっています。同協議会の活動記録は、毎月発行する広報紙や総会、「大(うふ)ゆんたく会」でも紹介されています。
市では、協働によるまちづくりの意義とルールについて考えるために、2年に渡り実践講座を開催しました。その講座で、このコーナーで紹介している9つの約束「協働のルール」が提案されました。



協働大使が一同に会する「大(うふ)ゆんたく会」

市では、よりよい那覇のまちを目指して、協働によるまちづくりをすすめています。
今回は、「協働」を広げていくための9つの約束のなかから、7つ目のキーワード「協働の過程や結果は、記録に残し、公開する」を紹介します。

協働の過程や結果は、記録に残し、公開する



まちづくりおたすけ本(左)と広報紙「協働通信」(右)

まちづくりは、意見が衝突しながらも互いに理解し、ひとつずつ乗り越え、達成することで楽しく続けることができます。うまくいったことやそうでなかったことも、過程や結果を記録に残し、公開することで、次のまちづくり活動のステップにつながります。

協働による那覇のまちづくりのために

～笑顔が輝くまち～

- 協働には、誰でも参加することができる。
- 協働に参加する者は、目的を共有する。
- 協働に参加する者は、平等で対等である。
- 協働に参加する者は、役割を分担する。
- 協働に参加する者は、お互いを理解し、尊重し合う。
- 協働に参加する者は、情報を提供し合い共有する。
- 協働の過程や結果は、記録に残し、公開する。
- 協働の過程や結果は、ふり返り、そのあり方を見直す。
- これらは、必要に応じて見直す。

ひろげよう

協働による

楽しいなはの

まちづくり

第7回

まちづくり協働推進課

☎861-3846